

表 使い捨て製品の使用制限品目と業種

使い捨て製品	業種(注1)	順守事項
1. 皿・容器(紙・合成樹脂・金属箔など)	・集団給食所、食品接客業	禁止
2. コップ(紙、合成樹脂、金属箔など)		
3. 合成樹脂容器	・百貨店など大規模店舗内の食品製造・加工業など	禁止 (密封包装容器、生分解性樹脂容器を除く)
4. 木製割りばし	・集団給食所、食品接客業	禁止
5. 楊枝(澱粉由来を除く)		
6. プラスチックスプーン・フォーク、ナイフ		
7. ビニールテーブルクロス (生分解性樹脂製品を除く)		
8. プラスチックストロー、マドラー		
9. 広告宣伝物 (新聞・雑誌に挟んで配布または顧客に配布する広告チラシとカタログなどで合成樹脂材質で塗布され、または接合されたもの)	・集団給食所、食品接客業 ・大規模店舗	禁止
	・卸小売業(売り場面積が33㎡を超えるもの) ・金融・保険業、証券および先物仲介業、不動産賃貸、広告代理業、教育サービス業のうちその他教育機関、映画館運営業、公園施設運営業	
10. カミソリ、歯ブラシ、歯磨き粉、シャンプー、リンス	・公衆浴場業	販売(無償提供の禁止)
11. ビニール袋・ショッピングバッグ(注2)	・大規模店舗、総合小売業、ベーカリー	禁止
	・食品接客業(飲食店および酒類販売業のみ)	販売(無償提供の禁止)
	・卸小売業(売り場面積が33㎡を超えるもの)	
12. 応援用品(応援客や観覧客などに提供するためのチアステック、ビニール座布団などを指す)	・体育施設(運動場、体育館、総合体育施設など)	販売(無償提供の禁止)
13. 傘用ビニール袋	・大規模店舗	禁止

(注1)①「食品接客業」:飲食店、コーヒーショップ、ファストフード店など、②「集団給食所」:学校、企業、公共機関などにおいて食事を提供する給食施設(1回あたり50人以上)、③「総合小売業」:コンビニエンスストア、免税店、スーパーマーケット(165㎡未満)など、④「体育施設」:運動場、体育館、総合体育施設など、⑤「大規模店舗」:百貨店、大型スーパー、複合ショッピングモールなど。

(注2)使用規制の対象外となる袋・ショッピングバッグ:①紙材質の袋およびショッピングバッグ、②魚、精肉、野菜など飲食料品の表面に水分がある製品などを包装するためのビニール袋、③B5サイズ(182mm×257mm)または0.5リットル以下のビニール袋、④布団、カーペットなどサイズが大きいものを包装するための50リットル以上の袋。

(出所)環境部